

# 旭川市勤労者福祉総合センター利用料金表（令和2年4月1日から）

## 1 旭川勤労者福祉会館

（単位：円）

使用区分	勤労者等				一般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時
大会議室	700	930	930	2,560	2,100	2,810	2,810	7,720
中会議室	480	640	640	1,760	1,440	1,930	1,930	5,300
小会議室A	240	330	330	900	740	990	990	2,720
小会議室B	240	330	330	900	740	990	990	2,720
小会議室C	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室A	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室B	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室C	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室D	240	330	330	900	740	990	990	2,720
研修室	240	330	330	900	740	990	990	2,720
図書室・研修室	240	330	330	900	740	990	990	2,720
音楽室	240	330	330	900	740	990	990	2,720

## 2 旭川建設労働者福祉センター

（単位：円）

使用区分	勤労者等				一般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時
ホール	830	1,100	1,100	3,030	2,490	3,320	3,320	9,130
研修室	240	320	320	880	720	970	970	2,660
和室研修室	240	320	320	880	720	970	970	2,660
サークル室	120	160	160	440	360	480	480	1,320

## 3 旭川勤労者体育センター

（単位：円）

使用区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
専用 使用	勤労者等		1,110	1,480	4,070
	一般		3,360	4,480	12,320

〔備考〕

- 「勤労者等」とは、勤労者、勤労者であった者及びこれらの者のための催しを行う者をいいます。
- 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した金額となります。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとします。
- 11月1日から4月30日までは、暖房料（利用料金の2割に相当する額）が別にかかります。
- 7月1日から8月31日までは、旭川建設労働者福祉センターのホールを使用する場合、冷房料（利用料金の2割に相当する額）が別にかかります。
- 全日利用の場合の暖房料及び冷房料は、午前・午後・夜間の暖房料を合計した額とします。